

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に基づく新たな 制度の重要事項」に対する意見

東京商工会議所

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出するすべての主体が、積極的、継続的に取り組まなければならない課題である。

温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の導入により、現下の厳しい経済情勢のもと先進技術への投資等一層の対策強化を図る大規模排出事業所の努力が、上記制度の対象とならない主体からの排出増加で相殺されることのないよう、各部門の排出削減に向けた施策が着実に実行されることを望む。

温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の導入は国内で初めてであることから、早期に制度の全体像が明らかにされ、事業者の混乱を避けるために制度の透明性が確保される必要がある。また、削減義務の対象事業者が低コストで対策を進めることができるよう、削減手法や費用対効果など具体的な事例を共有できる仕組みのほか、削減義務の達成のために自らの対策以外に必要な削減量を簡便な手続きのもと確実に調達できる仕組みを整備することも望まれる。

さらに、基準排出量や排出増減の要因、削減義務の達成手段などについて対象事業者との十分なコミュニケーションを図るとともに、柔軟な制度運用に努められたい。

東京商工会議所は、東京都や23区との連携のもと、都内のあらゆる主体による「2020年までに2000年比25%削減」という東京の将来像の共有と、そこに向けた積極的な取り組みを推進していく所存であるが、以上のような観点を踏まえ、以下のとおり意見を申し上げる。

第1 総量削減義務と排出量取引制度に関する重要事項

制度の詳細の開示について

<意見>

- ・トップレベルの認定基準は、既に最新鋭の設備機器を導入し、削減余地のない事業所への配慮という視点のみならず、全事業所の対策のモチベーションを高めるものであることが求められる。設備機器の認定レベルは実現性の高いものとしつつ、運用対策を積極的に評価することで、他者の模範となる事業所を示し、設備・運用のバランスのとれた対策を講じる事業所を多数創出するよう努められたい。
- ・基準排出量、各年度の排出量や都外の事業所の削減量などの検証方法は、低コストで公正なものとし、その具体的な内容を早期に公表されたい。

自らでの削減について

<意見>

- ・個別の事業所が削減手段（自事業所での低コストの削減方法、排出量取引等）について相談できる窓口を設置されたい。

- ・削減義務の履行に係る異議の申し立て方法を明らかにするとともに、民間事業者を含めた第三者機関による仲裁等により迅速かつ低コストで解決される仕組みを確立されたい。

排出量取引について

<意見>

- ・取引される排出量の逼迫により取引価格の高騰が懸念されることから、取引量を確保するためにも、支援策を充実させて中小企業の排出削減を促進し、その削減分を東京都が買取る制度の導入や、東京都が所有する施設の削減分を排出量取引に充てることも視野に入れた設備更新の前倒しなどについて、東京都には十分な財政措置を講じられたい。
- ・グリーン電力証書の取り扱いについては、削減義務を負う企業が購入したすべての証書を義務の履行に充当できることとされたい。
- ・排出量取引にあたっては、国内クレジット制度を東京都の排出量取引に利用できるものとされたい。

制度の運用について

<意見>

- ・大規模事業所以外への削減支援も十分に講じ、第2計画期間の削減義務率の設定に、大規模排出事業所以外の排出量の増加が影響することのないようにされたい。
- ・日本で初めて「総量削減義務と排出量取引制度」が導入されることから、制度開始後の経済状況や取引の円滑性などに十分に配慮し、義務の履行が困難となる想定外の事象に対しては規則の修正も含めた柔軟な制度運用が行われることを望む。

第2 地球温暖化対策報告書制度に関する重要事項

制度の運用について

<意見>

- ・省エネルギー法との連携を図り、報告書の書式を共通化するなど、事業者の負担の軽減に配慮されたい。

以上